

## 奈良県と（株）セブン・イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定

奈良県（以下、甲という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下、乙という。）は、相互の連携を強化し、奈良県内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲と乙とは、緊密な相互連携と、協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- ① 地産地消及び、奈良県オリジナル商品開発・販売に関すること
- ② 県産品の販路拡大に関すること
- ③ 「平城遷都 1300 年祭」に関すること
- ④ 観光情報および観光振興に関すること
- ⑤ 健康増進・食育に関すること
- ⑥ 環境問題の対策に関すること
- ⑦ 地域・暮らしの安全・安心に関すること
- ⑧ 子ども・青少年育成に関すること
- ⑨ 高齢者支援に関すること
- ⑩ 災害対策に関すること
- ⑪ その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること

### （具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲、乙協議の上、取組み毎に別途取り決める。

### （協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知する事で、本協定の解約が出来るものとする。

### （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

### （細目協定）

第6条 第2条各号に定める項目のうち、具体的取組み実施に必要な事項については、別途甲及び、乙の間で締結する細目協定により取り決める。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は協働事業の実施にあたり、知り得た情報機密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年4月17日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県知事

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 COO